

# 令和6年第7回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和6年7月24日(水)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前	9時00分	議長	進藤 貴一	
	閉会	午前	9時39分	議長	進藤 貴一	
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	出欠	席次番号	氏名	出欠
	1	関山 功一	出席	1	齋藤 光則	出席
	2	岡安 広	出席	2	賀嶋 功	出席
	3	中村 信明	出席	4	渡邊 明子	欠席
	4	進藤 貴一	出席	5	小林 一夫	出席
	5	町田 一二	出席	6	千葉 佳織	出席
	6	八木 澤君子	出席	7	安野 和好	出席
	7	江原 健治	出席	8	清水 清	出席
	8	神田 潔	出席	9	今泉 志江	出席
	9	吉田 敏雄	出席			
	10	齋藤 美佐夫	出席			
	11	大山 峰夫	出席			
	12	大橋 進	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	21名
14	山下 幸一	出席		欠席者	1名	
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者		農政課	
事務局	事務局長	細井 勝己		主幹	水野 慶之助	
	主査	塩村 孝太郎		主事	大原 康平	
	主事	菊地 広基				
説明員	事務局長	細井 勝己		主査	塩村 孝太郎	
	主事	大原 康平		主事	菊地 広基	
	主事	石塚 麻衣				
会議次第	別添のとおり		配布資料		別添のとおり	

#### 審議事項

- (1) 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (3) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (4) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

#### 協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	<p>皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和6年第7回農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>あいさつ (省略)</p>
局長	<p>現在の出席は農業委員14名、推進委員7名でございます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p>
<p><b>【開会 午前9時00分】</b></p>	
議長	<p>現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これから第7回総会を開会いたします。議事録署名委員に中村委員、町田委員を指名いたします。</p>

日程第1 議案第19号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長	<p>日程第1 議案第19号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>本案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明いたします。</p>
農政課	<p>議案第19号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について説明させていただきます。</p> <p>市は、農用地利用集積等促進計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項で、農業委員会の意見を聞くものとする定められております。意見を聴取する事項として6点ございます。</p> <p>1点目、農地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みがあるか。</p> <p>2点目、周囲の農地利用に悪影響を及ぼさないか。</p> <p>3点目、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか。</p> <p>4点目、他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みがあるか。</p> <p>5点目、常務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みがあるか。</p> <p>6点目、受け手希望者への農用地貸付の適否。</p> <p>それでは、配布させていただきました別添資料、農用地利用集積等促進計画(案)及び位置図を御覧ください。位置図につきましては、埼玉県農林公社が作成した位置図を提供していただき、資料として使用させていただきました。文字等見にくい部分については御了承くださいますようお願い申し上げます。また、今回借り入れる農地は、赤色の太枠で囲っている部分でございます。</p> <p>借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりです。</p>



農政課

借受人の農業経営状況につきましては、平成26年10月に、春日部市内で本社を設立しておりますが、平成31年4月に、春日部市から白岡市へ本社を移転しました。蓮田市、白岡市、宮代町を中心に営農しており、市内で借り受けている面積は、約36.8haです。そのうち中間管理事業を行っている面積については、約22.6haとなっております。今回借り受ける農地については、市内の日勝地区及び篠津地区で、借受の拡大の対象となっております。

また、こちらの法人は、主にネギを栽培しており、多品種のネギに取り組み、栽培しております。

以上が借受人の説明になります。

市といたしましては、農業経営状況等から判断して、今回の借受人に貸借することについては支障なしと考えます。農業委員会の皆様の御審議をお願いいたします。

最後に、今後のスケジュールについて説明いたします。本日の農業委員会総会で意見決定していただいた後、市から農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画及び促進計画に係る意見書を提出します。農地中間管理機構において、農用地利用集積等促進計画が定められた後、埼玉県に対し、承認申請が行われます。埼玉県においては、農用地利用集積等促進計画の公告、縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。効力発生日は、令和6年9月30日を予定しています。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

議長

説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案につきましては、農用地利用集積等促進計画（案）のとおりに承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長

異議なしと認めます。よって、議案第19号については、原案のとおり決定します。

## 日程第2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議長

日程第2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、御説明いたします。今回案件は2件でございます。

総会資料の3ページ目を御覧願います。

番号1につきましては、譲受人が譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は20.6aで、全て耕作又は自己保全管理がされております。

農業従事者は3名で、従事日数は260日、農機具等については、トラクター、スピードスプレーヤ、乗用草刈り機等を所有しています。申請地では、キウイを作付け

事務局

するとの計画となっております。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。

譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は230.2aで、全て耕作又は自己保全管理がされております。

農業従事者は2名で、従事日数は300日、農機具等については、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等を所有しています。申請地では、野菜を作付けするとの計画となっております。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

議長

説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。

委員

今回申請の議案第20号、番号1、〇〇字〇〇□□□番地、地目は〇、△、△△㎡、3条申請について、7月10日、現地を事務局と共に確認したところ、現在申請地は、農地として利用されており、譲受人も農機具等を所有しており、所有する農地は全て耕作されております。

つきましては、今後も耕作されると判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

なお、申請の理由等は、事務局の説明のとおりです。

皆様の御審議、よろしく願いいたします。

現地案内図1ページを御覧ください。

以上です。

議長

続きまして、番号2の現地確認の報告を◎◎◎委員にお願いいたします。

委員

今回申請の番号2、〇〇〇字〇〇〇□□□番地□、面積□□□㎡、農地法第3条の申請について、7月11日、事務局と現地を確認しましたところ、現在申請者は、農地は農地として使用しており、農機具等を所有し、所有する農地はすべて耕作されております。

また、譲受人は、話を聞いたところ、白岡市以外で宮代町にも農地を所有しており、全て耕作されているとのことでした。

については、今後も耕作されると判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>[質疑等なしという声あり]</p> <p>質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については、取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。</p> <p>[異議なしという声あり]</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第20号については、原案のとおり決定します。</p>
<p>日程第3 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について</p>	
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>委員</p>	<p>日程第3 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p> <p>議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の4ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、申請人が所有権を有する申請地について、昭和45年以前から住宅敷地として使用されており、今後も宅地として使用することから、今回、申請がなされたものです。□□番□については、□月の総会で審議をしておりますが、内容変更に伴う取下げがあり、新たな許可申請が提出されたため、再度審議を行うものです。 なお、今回も転用追認の案件となりますが、転用追認とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和45年8月以前から地目が田畑の土地を住宅敷地など、農地以外の用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認める内容となります。 前回の申請内容との変更点は、住宅敷地として一体利用している□□番□も含めた申請となっている点でございます。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、昭和45年の都市計画法による市街化調整区域の線引き以前から宅地として使用されていることが、昭和45年に撮影された航空写真により確認出来ておりますので、転用についてはおおむね認められるものと思われまます。 説明は以上でございます。</p> <p>説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。</p> <p>今回申請の4条申請について、21日に現地を確認しました。地図の3ページです。現在申請地は、事務局の説明のとおり、昭和45年以前から住宅敷地として利用されており、今後も宅地として利用されると確認いたしました。 従いまして、この案件につきましては、転用の理由や申請地の状況から、転用につ</p>

委員	<p>いてはやむを得ないものと判断いたしました。</p> <p>皆様の御審議、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺ひします。御意見・御質疑等ございましたらお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第21号については、原案のとおり決定します。</p>

**日程第4 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について**

議長	<p>日程第4 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は3件でございます。</p> <p>総会資料の5ページ目を御覧願ひします。</p> <p>番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、自己用住宅として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、現在、夫婦2人で市内の賃貸アパートにて生活しておりますが、妻の妊娠が判明し、年内に家族が増えることから、子供が生まれた際のことを考慮し、両親に子育てのサポートをしてもらうこと、また、将来的に高齢になっていく両親のサポートができる、夫婦双方の両親の実家付近で条件の合う土地を選定し、自己用住宅を計画したことから、今回、申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p> <p>番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から贈与により所有権を移転し、自己用住宅として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、住宅敷地いっぱい住宅、プレハブ等があり、敷地が狭く不便を感じていることから、隣接する農地を庭として一体利用するために、今回申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種のうちのいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>

事務局

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

番号3につきましては、譲受人が、譲渡人から、使用貸借権を設定し、自己用住宅として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、家族3人で市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長に伴い、両親に子育てのサポートをしてもらうこと、また、将来的に高齢になっていく両親のサポートができる、条件の合った譲受人の実家に隣接する土地を選定し、自己用住宅を計画したことから、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。

説明は以上でございます。

議長

説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。

委員

今回申請の議案第22号、○○○○○□□□□番□□外□筆、合計□□□㎡の5条申請について、7月22日に現地を確認いたしました。

現地案内図は4ページです。

図面の左下に伸びている道路が、白岡駅に向かう道路になります。

申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。

また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化、住宅地として発展する可能性が高い場所です。

さらに申請地は、○、○○○から300メートル以内であり、市街化が著しい区域です。

さらに申請地は、○○○○、○○○等が埋設された道路が沿道にあり、なおかつ、○○○、○○○、○○○○○○、○○○○○○○○等の2つ以上が、申請地から500メートルの範囲に存在し、市街化が著しい区域です。

なお、転用の理由は事務局説明のとおりです。

また、申請地は現在、農地として使用されており、違反等はされておりませんでした。

従いまして、この案件については、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断しました。皆様の御審議をお願いいたします。

議長

続きまして、番号2の現地確認の報告を◎◎委員にお願いいたします。

委員

今回申請の番号2-1、○○字○○□□□番□外□筆の5条申請について、21日に現地確認を行いました。

地図の5ページになります。

申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。

また、周辺にはおおむね宅地等として利用されており、今後も住宅として発

委員 展する可能性が高い場所です。  
さらに転用地は、〇〇、〇〇〇、〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇等が1  
キロ圏内にあり、市街化の著しい区域です。  
なお、転用の理由については、事務局の説明のとおりです。  
従いまして、転用の理由については、状況から転用についてはやむを得ないと判断しました。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、番号3の現地確認の報告を◎◎委員をお願いいたします。

委員 今回申請の議案第22号、番号3-1、〇〇〇字〇〇〇□□□番□、□□□  
㎡、5条申請について、7月20日、現地を確認いたしました。  
現地案内図6ページを御覧ください。  
申請地は10ha以上の集団農地とは認められませんでした。  
また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化、住宅地として  
発展する可能性が高い場所です。  
さらに申請地は、〇〇〇〇〇〇〇から800メートル以内であり、市街化が  
著しい区域です。  
さらに、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇の2つが、申請地から800メートルの範  
囲に存在し、市街化が著しい区域です。  
なお、転用の理由等は、事務局の説明のとおりです。  
また、申請地は現在、農地として利用されており、違反等はされておられま  
せん。  
従いまして、この案件については、転用理由や付近の状況から、転用につい  
てはやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いいたしま  
す。

議長 報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・  
御質疑等がございましたらお願いいたします。

[質疑等なしという声あり]

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、  
転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効  
率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見  
を付して県へ進達することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第22号については、原案のとおり決定します。

日程第5 議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議長 日程第5 議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題  
といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から御説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>(※当日配布した別冊調書の説明は省略)</p> <p>総会資料の6ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1 被相続人につきましては、職業は農業、相続開始年月日は令和〇年〇月〇日、生前一括贈与は無となっております。</p> <p>また、農地の所有面積は、宮代町の分を含めて〇〇, 〇〇〇. 〇〇㎡です。</p> <p>次に相続人ですが、職業は農業、被相続人と同居しており、相続開始前から農業に従事しております。</p> <p>なお、相続人情報につきましては、お手元の調書を参照願います。</p> <p>また、特例適用農地等につきましては、裏面に記載されておりますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>□筆が納税猶予を受ける農地となっております。</p> <p>説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>[質疑等なしという声あり]</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。本案につきましては、証明願のとおり証明することで御異議ございませんか。</p> <p>[異議なしという声あり]</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第23号については、原案のとおり決定します。</p> <p>引き続き協議報告会を開催いたします。</p>
<p><u>協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>	
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から内容説明をいたさせます。</p> <p>協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分についてでございますが、今回報告は2件でございます。</p> <p>総会資料の8から9ページ目を御覧願います。</p> <p>現地案内図は7から8ページ目になります。</p> <p>番号1につきましては、住宅敷のための転用になります。</p> <p>番号2につきましては、駐車場敷のための転用になります。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p> <p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>

[質疑等なしという声あり]

議長

質疑なしと認めます。

協議報告事項 2 その他について

議長

続きまして、協議報告事項 2 その他についてに移ります。事務局から内容説明をいただきます。

事務局

協議報告事項 2 その他についてでございますが、来月の農地パトロールについて御案内させていただきます。

8月6日(火)は、江原委員と篠津地区推進委員、8月20日(火)は、中村委員と大山地区推進委員となっております。日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いいたします。

続きまして、農業委員会活動記録の提出についてでございます。皆様の御提出ありがとうございます。今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の資料配布時に返却させていただきます。

来月の総会についてでございます。8月26日(月)、午前9時から予定しております。議事録署名委員の中村委員、町田委員の両委員は来月署名をお願いいたします。

事前配布しております、公務災害の保険についてでございます。年1回の更新となっております、農業委員及び推進委員の方々を対象とした、団体契約の保険でございます。公務中の怪我等において保険金をお支払いするものです。

加入内容については、昨年度と同様、A型の1口1,000円を考えております。補償内容につきましては、資料のとおりとなっておりますので、御確認いただければと思います。

なお、保険料につきましては、親和会からの支出となりますので、加入手続きを進めさせていただければと思います。

続きまして、◎◎委員からの質問についてでございますが、先月の総会の際、いくつか御質問をいただいておりますので、その内容について回答させていただきます。

4点御質問がありました。そのうちの1点目として、「報告者による報告」となっており、省略するのではなく、詳細に記載すべきではという御質問についてですが、当時の内容を確認させていただきまして、該当部分に加筆して訂正した最新の議事録をホームページ上で公表しております。後程、御確認いただければと思います。

2点目として、令和5年の議事録のうち、「議事録署名委員は」という文言が抜けている月があったとの御質問についてですが、御指摘のありました5年分については、1年間分を全て確認いたしました。文言の抜けはございませんでした。念のため、令和4年及び令和6年分につきましても確認いたしました。問題はありませんでした。

事務局 誤りに気付いていない場合もありますので、後程で結構ですので、具体的に何年何月の議事録というのが分かれば、事務局の方まで情報提供いただければ助かります。

3点目として、令和5年12月の議事録の出席名簿の委員名が前任の名前となっているという御質問についてですが、こちらにつきましては、誤りが発覚いたしましたので、修正をさせていただきました。現在、ホームページ上のデータは正しいものとなっております。

最後に4点目として、ホームページで公表されているPDFのタブの名前が古い日付や変わった数字になっているとの御質問ですが、原因の解決方法を確認させていただきまして、古いものについては、変更が出来るかどうか今後の課題とさせていただきます。今後の掲載につきましては、表記に誤りがないよう対応してまいりたいと思います。

簡単ですが、以上でございます。

議長 内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。

委員 前回の質問に回答いただきありがとうございました。

質問ですが、ホームページに公表された議事録を確認しましたがけれども、これは音声データを基に再記載をされたのですか。

事務局 音声データを基に記載しています。

委員 昨年7月のことで、一字一句記憶しているわけではありませんが、音声データとニュアンスが違うような気がするのですが、これは発言した本人や議事録署名委員への確認とか、そういったことを行った上で訂正されるべきではないかと思いますが、御意見いただきたいです。

事務局 議事録につきましては、各委員の発言を逐一確認した上で報告という形を取っておりませんので、基本的には、事務局で内容を確認させていただいて、文言のとおり訂正させていただく、今までどおりの方法で対応しております。

委員 質問の趣旨はそのようなことではなく、訂正したとのことですが、訂正した後、議事録署名委員を含めて、発言した私に確認がありましたか。無いと思いますが、事務局だけでそのような訂正をしていいのですか。議事録は公文書ですよね。

事務局 訂正があった場合、もう一度署名をするという具体的な規定は設けておりませんので、議事録の署名については、当時署名いただいたもので対応します。具体的な取り決めが無い以上、やむを得ないと考えております。

委員 農業委員会の議事録は公文書ですか。

事務局 公表している以上は、公文書になります。

委員 音声データが残っているのであれば、しっかり音声データを基に記録して欲

委員

しいです。私が記憶している内容とだいぶ違うので。

事務局

後程、○○委員御自身で音声データを御確認いただければと思います。

委員

分かりました。

議長

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。

[終了 午前9時39分]